

○山形市契約審査委員会設置要領

(設置)

第1条 この市が行う工事の請負契約の入札において、最低の価格をもって申込みをした者の価格が低入札調査基準価格を下回った場合に、その者による当該契約の履行について審査するため、この市に山形市契約審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 契約の履行に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

(組織等)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 まちづくり政策部長
- (2) 副委員長 都市整備部長
- (3) 委員 まちづくり政策課長、公園緑地課長、河川整備課長、道路整備課長、道路維持課長、建築課長、当該審査に係る工事を所管する部等の長（まちづくり政策部及び都市整備部以外の部等に属する者に限る。）

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、会議に出席し、審査事項を審議する。

(会議)

第4条 審査会は、必要のつど委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(幹事)

第5条 審査会の事務を処理するため及び次条の調査を実施するため、幹事を置く。

2 幹事は、まちづくり政策部住宅政策課長及び工事所管課等の長をもって充てる。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(調査の実施)

第6条 幹事は、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合であって入札執行者が落札者の決定を保留したときは、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行い、その結果を審査会に報告しなければならない。

(会議の非公開)

第7条 審査会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 審査会に関する庶務は、まちづくり政策部住宅政策課において行う。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月改正）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月改正）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。